

## 三重県公安委員会告示 46 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 42 条第 2 項第 1 号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 13 条において準用する同規則第 2 条の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 24 日

三重県公安委員会委員長 川 端 郁 子

### 1 実施期日及び実施場所

#### (1) 実施期日

平成 30 年 6 月 4 日（月）及び同月 6 日（水）から同月 8 日（金）まで

#### (2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

### 2 受講定員

30 人

### 3 受講申込手続等

#### (1) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

#### (2) 受講申込書の受付期間

平成 30 年 5 月 8 日（火）から同月 11 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

なお、受付は、定員になり次第締め切り、郵送又は電話による申込みは受け付けておりません。

#### (3) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課

#### (4) 提出書類

講習規則別記様式第 1 号の機械警備業務管理者講習受講申込書 1 通（写真（申込書提出の日前 6 月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもの）を貼付したもの）

### 4 講習受付時間

講習の受付時間は、講習初日の午前 8 時 45 分から午前 9 時までとします。

### 5 講習手数料

講習手数料 38,000 円を三重県収入証紙により、講習受講申込書の提出時に納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

### 6 講習業務の委託

講習は、三重県津市栄町 2 丁目 18 番 2 号所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

### 7 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講者は、筆記用具を持参してください。

(3) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。